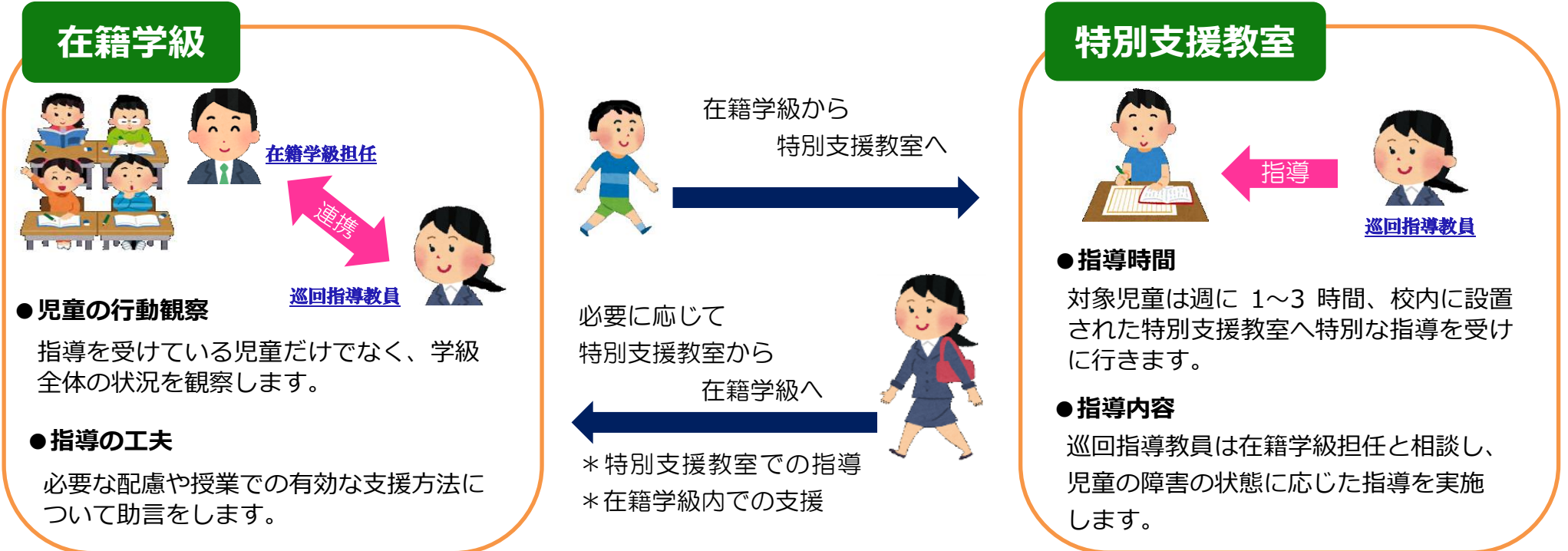


特別支援教室の指導・支援の体制

特別支援教室の仕組みとは…

練馬区立小学校には「特別支援教室」が設置されており、各小学校で児童の特性に応じた特別な指導を受けることができます。特別支援教室では、巡回指導教員が拠点とする学校（拠点校）から各小学校（巡回校）に出向き指導を行います。

特別支援教室の指導対象児童については、保護者との合意等に基づいて、練馬区教育委員会が決定します。



特別支援教室での指導を円滑に行うため、特別支援教室専門員を各学校に配置し、臨床発達心理士等による巡回を行います。



特別支援教室専門員(非常勤職員)

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います。



臨床発達心理士等(巡回)

児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。

特別支援教室で行う指導とは…

児童の状態に応じて行う「自立活動」や「特別の指導」です。

児童にとって
困難なこと、
苦手なことの例

- ◆コミュニケーションがうまくとれない
- ◆相手の立場になって考えることが難しい

- ◆集中し続けることが難しい
- ◆授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうちに答えてしまったりするなど、他の児童と同じペースで学習することが難しい

- ◆音読が苦手である
- ◆書くことが苦手である
- ◆計算が苦手である

特別支援教室で行う指導

- ◆ロールプレイなどを通じて、適切な会話ができるようになるための指導

- ◆提示する情報量を調節しながら、必要な情報を見分けたり、聞き分けたりする力を高めるための指導
- ◆順番を守って人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導

- ◆自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようになるための指導

特別支援教室に関する問い合わせ先

練馬区教育委員会 学務課就学相談係 5984-5664 (直通)